※別途Teams等によりご案内します。

函館工業高等専門学校メデック奨学金募集要項

1 制度の趣旨

この奨学金は、株式会社メデックから受け入れた寄附金を原資として、函館工業高等専門学校(以下、「本校」という。)に在籍する学生のうち、学業に精励する意思があり、函館地域への貢献意欲が高い学生の修学を支援するとともに、地域で活躍できる人材の育成と地域の活性化を図ることを目的とする。

2 奨学金の種類

本校の学生に対して、月額10,000円を上限とする返還義務のない給付型の奨学金とする。

3 申請対象者・条件等

- ・日本国籍を有する学生又は、日本への永住が許可されている学生であること。
- ・申請時点において本校に在学しており、休学中でない者であること。
- 函館地域への貢献意欲が高い者であること。
- ・住民税非課税世帯であること。
- ・選考可否決定日までの当該年度の算定出席日数が、年間の出席すべき日数の 10 分の 8 以上であること。(傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、年間の出席すべき日数の 10 分の 7 以上であること。欠席日数が超過している場合には、審議の上、給付の可否を決定する。)
- 過去に懲戒を受けていないこと。懲戒を受けている場合は、審議の上、給付の可否を決定する。

4 給付方法

- ・奨学金は、原則、6 か月分を一括して交付するものとし、当該期間内の最終月の末日までに 交付する。
- ・奨学金の交付は、奨学生名義の預貯金口座への振込みの方法により行うものとする。

5 給付期間

毎年4月から翌年3月までの1年間とし、給付が開始される年度に本校に在学する学年を基準に、 学科を卒業、または専攻科を修了するまでの最短修業年限を限度とする。

6 申請方法

申請期間内に、以下の書類を本校事務部学生課学生係へ提出すること。

- 1) 函館工業高等専門学校メデック奨学金給付申請書 (別紙1)
- 2) 課題作文 (函館地域を活性化させるための方策や地域のために自身でできることなどを A4 用紙 1 枚にまとめたもの。) (別紙 2)
- 3) 住民税非課税世帯であることを証する書類(住民税決定通知書や非課税証明書等の税額がわかる書類の写し)※保護者全員分
- 4) 家庭状況等申告書(別紙3)(及び「はい」を選択した家庭状況を証明する書類)
- 5) 源泉徴収票又は所得証明書 ※同一生計者で収入のある者全員分
- 6) 住民票(世帯全員分)の写し
- 7) 函館工業高等専門学校メデック奨学金受取口座について (別紙 4)

7 申請期間

令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

※申請は年度ごとに行うこととし、2回目以降の申請の場合、上記 6.申請方法の 2)課題作文の提出は不要とする。

8 選考方法

- 申請に基づき、別途定める選者委員会による選者を経て、奨学金の支給を決定する。
- ・奨学金の給付を決定したときは、申請者に対して、奨学金決定通知書により通知する。

9 奨学生の義務

奨学金の給付を受ける奨学生は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- ①本校の規程等を遵守し、学業に精励すること。
- ②給付を受けた年度末において、生活状況報告書を校長あてに提出すること。

10 奨学金の重複受給

原則として、他の貸与型の奨学金及び給付型の奨学金のいずれについても、重複受給を認める。

11 給付の廃止

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の給付を廃止することがある。

- ①奨学金を必要としない事由が生じたとき
- ②疾病等のために修学が困難となったとき
- ③転学若しくは退学したとき
- ④本校の規則に違反し、または学生の本分に反する行為により、懲戒処分、または厳重注意を受けたとき
- ⑤奨学生の義務を果たさないとき
- ⑥奨学金給付の辞退の申し出があったとき
 - (注) 奨学生が休学したときは、奨学金の給付を休止するものとする。

12 お問い合わせ

函館工業高等専門学校事務部学生課学生係

〒042-8501 北海道函館市戸倉町 1 4-1

TEL (0138) 59-6334 • 6434 FAX (0138) 59-6330